

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	自治推進委員の任務と行政区活動について	① 自治推進委員会の会議事項は委託・委任等の業務説明であると考え、自治推進委員会はどのような位置づけで開催されているか明確にすることを提案。	地域づくり支援室	①自治推進委員の任務を遂行する上で必要な補助金や制度、連絡事項を会議事項とし周知することで、円滑な協働のまちづくりの推進を目的としています。 ②協働のまちづくりを積極的に推進するため、3つの任務内容は明確であると考えます。 ③文書の配布については、行政区に協力をいただいているものであり、委託・委任ではありません。自治推進委員会における「市報等の文書配布について」は市から行政区へお願いしている内容を、自治推進委員へ周知しているものです。 ④市から行政区へお願いしている文書配布に委託料等は支払われていません。 ⑤委託・委任については、今後も業務として行政区と委託契約等を締結することはございません。 ⑥行政区と神事、祭事の関りは地域コミュニティの中で判断していただくこととなります。
		② 自治推進委員の任務は抽象的であるため、任務内容について明確にすることを提案。		
		③ 自治推進委員による市報等の文書配布が行政区等に委託・委任した業務であることを明確にすることを提案。		
		④ 自治推進委員による市報等の文書配布に委託料等が支払われているのか回答を希望。		
		⑤ 自治推進委員会における議事内容を精査し、委託・委任等を明確にして、行政区と委託・委任等の契約を締結することを提案。		
		⑥ 行政区と委託・委任等契約を締結し委託・補助金を支出するうえで、神社と祭り関係を行政区から切り離すことを行政区に指導・依頼することを提案。		
2	「区役員名簿(提出用)」プライバシーポリシーについて	① 「区役員名簿(提出用)」は市への提出名簿ではなく、東御市社会福祉協議会宛提出名簿であることを確認することを提案。	地域づくり支援室	①福祉運営委員の名簿提出については、令和6年度から別様式とし社協へ提出してもらうことを、東御市社会福祉協議会へ伝えました。(地域づくり支援室) ②「区役員等名簿(提出用)」へプライバシーポリシーを記載します。(地域づくり支援室) ③東御市社会福祉協議会に対して本御意見があったことを伝えました。(地域づくり支援室) ④東御市社会福祉協議会に対して本御意見があったことを伝えました。(地域づくり支援室)
		② 「区役員名簿(提出用)」に記載の提出名簿は「市政の運営についてのみ使用する」といった旨のプライバシーポリシーを当該提出用紙へ記載することを提案。	地域づくり支援室	
		③ 東御市社会福祉協議会HPへ「赤十字奉仕団規則」「東御市赤十字奉仕団規定」を掲載するべきことを当該協議会へ伝えることを提案。	地域づくり支援室 福祉課	
		④ 赤十字奉仕団団員が東御市赤十字奉仕団規定第6条(組織)「本団の活動に理解を有する社員及び篤志者をもって組織する」ことをHPへ記載することを当該協議会へ伝えることを希望。		

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
3	終活情報登録(終活サポートサービス)事業について	1 市営墓地整備ではなく、緊急連絡先・献体の登録先・遺骨の保管場所などを無料で登録できる終活情報登録事業を提案したい。	生活環境課 福祉課	<p>団塊のジュニアの世代が65歳をむかえる2040年頃に向け超高齢化社会が進展すること、また、核家族化が進んできていること、親族や地域の関係性が希薄になってきていることなどにより、高齢者を取り巻く課題は複雑で多様化してきていると考えております。</p> <p>その中でも、特に身寄りのない方や、身寄りがいても疎遠で頼ることができない方々の死後の対応について、大きな課題であると認識しております。</p> <p>また、5月6日の信濃毎日新聞に、引き取り手のない無縁遺骨が全国の自治体で6万柱保管されているとの記事がありました。当市でも同じ状況であります。</p> <p>当市では、住み慣れた地域でできる限り住み続けられる仕組みづくり(地域包括ケアシステム)に取り組む中で、自分が最期までをどのように過ごしたいか、あらかじめ考え、周りに伝えておく「人生会議」についての周知啓発を、講演会や出前講座を通じてすすめているところですが、引き続き、身寄りの有無にかかわらず、市民の皆様が安心して暮らしていけるよう、先進自治体の取り組みも参考にしながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、市営墓地につきましては、終活支援の一助とも捉え、市民の意見をお聞きしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。(福祉課、生活環境課)</p>
4	東御市空家等対策計画第2版パブリックコメントについて	<p>1 HP掲載の第3回東御市空家対策協議会サイトにて報告されたパブリックコメントの結果について、番号7の反映区分がCと標記されている。同じくHP内の広聴→パブリックコメントサイトへ掲載されている結果については、番号7の反映区分がAとなっている。どちらが正しいのか明確にすることを提案。</p> <p>2 パブリックコメントの提言として、「課題と方針が明確に関連づけることを提案する」とあるが、提言者としては課題から導かれる方針及び具体的な方針を記載することを提言している。改めて回答を希望する。</p> <p>3 第3章2具体的な対応方針(1)①～③、(2)①～④、(3)①～②について、関係する施策・取組および関係する課を明らかにすることを提案。</p> <p>4 総括する部署について、「利活用に関すること」の総括担当課を企画振興課とすること、「適切な管理に関すること」「計画策定等に関すること」の総括担当課を建設課とすること、関係する部署総括担当課を建設課とすることを提案。</p>	<p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>建設課 企画振興課</p>	<p>1 空家等対策計画については、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)第6条において市町村が定めることができることとされており、当市では空家等対策協議会による協議を経て、市長が定めております。提案のとおり令和5年2月15日に開催された空家等対策協議会においては、番号7の意見をCとして協議されましたが、その後反映区分の解釈の誤りがわかりAとしました。このことについては、意見に対する市の考え方を改めたものではなく、反映区分の解釈の誤りを訂正したものであることから空家等対策協議会に諮ることなくパブリックコメントの結果としました。よって、正しい反映区分はAとなりますが、協議された資料については当時のままにしておくべきと考えることから訂正は行わないこととしました。(建設課)</p> <p>2 空家等対策計画に掲げた課題は、アンケート調査や窓口相談等から掲げたものです。実際には相談者が置かれている立場や状況によって、様々な課題に対する対応が求められている中で、課題から導かれる方針について具体的に定めるのではなく、状況に応じた柔軟な対応を都度行っていきたいと考えております。(建設課)</p> <p>3 第3章2の具体的な対応方針は、空家等発生抑制、空家等の利活用及び管理不全な空家等の改善の3つに区分し、第4章2の施策で担当及び関係する課を明らかにしています。単年度での計画において、明示を検討したいと考えております。(建設課)</p> <p>4 第4章1(3)東御市空家等対策庁内検討委員会にあるとおり、本計画に関する事項、特定空家等に関する事項、及び空家等の利活用に関する事項の検討を行うための組織において、建設課及び企画振興課が事務局となっておりますが、関係部署が庁内横断的に連携し、多方面からアプローチしながら課題に取り組むことで対応します。(建設課、企画振興課)</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
5	実効性をともなう自治会等における女性参画の促進について	<p>1 公民館分館役員の男女別参画状況について、令和5年公民館分館事業実績報告で調査することを提案。 令和6年度区役員等名簿の提出を依頼する際、遺漏のないよう依頼することを提案。</p> <p>2 第2次東御市男女共同参画推進基本計画に基づく事業計画に、若年層の性暴力被害予防を位置づけ、取り組むことを提案。</p> <p>3 行政区等地域における様々な役職への女性の参画を進めるために、社会制度や慣行の見直し第2次東御市男女共同参画推進基本計画に盛り込まれていることを確認のうえ、自治会等における規約や役割分担について実態調査をし、それに基づき見直しや検討をすることを提案。</p>	人権同和政策課	<p>1 公民館分館役員の男女別参画状況調査につきましては、「令和6年区役員等名簿」の提出を依頼する際、分館役員の男女別人数を新たに追加したことを説明し、依頼する予定です。</p> <p>2 第2次東御市男女共同参画推進基本計画は「両性の尊重と女性の性に関する教育の推進」および「男女間のあらゆる暴力の根絶」に向け、若年層も含めた包括的な対応に関係課と取り組んでおります。なお、若年層の性暴力被害予防月間の取り組みにつきましては、月間に合わせたポスターの掲示やチラシの配布を行っております。</p> <p>3 自治会における規約等については、地域の自治に係ることであるため、市として実態調査を行うことは考えておりません。 女性の参画を進めるため、地域の役職には性別を理由として固定的に分けることがないよう、区長会や各地区での懇談会、研修会、セミナー等、あらゆる機会を通じて、引き続き関係課と連携を図りながら啓発等の働きかけを行ってまいります。</p>
6	個人情報保護条例第15条第3項第4条について	<p>1 保有個人情報の開示請求をした際、東御市個人情報保護条例第15条第3項第4号を理由とし、業務の種類・依頼者の氏名等が非開示とされた。 不正請求の抑止等を目的とした本人通知制度の趣旨を損うと考え、東御市個人情報保護条例第15条第3項第4号の「開示することにより請求者以外の個人に不利益を与えると認められるもの」という曖昧な適用を見直すことを提案。</p> <p>2 東御市人権尊重のまちづくり条例、東御市男女共同参画推進条例に「何人も差別をしてはならない」と差別の禁止について明記することを提案。 差別行為に該当する言動や様態を調査し、被害者の救済・権利回復にあたる所管の設置を提案。</p>	市民課	<p>1 本人通知制度による保有個人情報開示請求は、個人情報の保護に関する法律(令和5年3月31日までは個人情報保護条例)の規定の範囲内で運用しており、ご提案の業務の種類、依頼者の氏名又は名称に関する情報は、個人情報の保護に関する法律第78条(個人情報保護条例第15条)の規定により開示することはできませんので、ご理解をお願いいたします。(市民課)</p> <p>2 「人権尊重のまちづくり条例」においては、上位法である国の「部落差別の解消の推進に関する法律」その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、差別は許されないものであるとの認識の下に、互いの人権尊重と人権意識の向上に努めることが定義されています。また、「男女共同参画推進条例」においては、国の「男女共同参画社会基本法」の「男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと」の理念の下、「性別による差別的取り扱いを行ってはならないこと」が定義されています。そのため、現在は条例等の改正は考えておりません。 現在の組織体制で対応可能なため、新たな所管の設置については考えておりませんが、今後も、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる行為等に関し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行ってまいります。(人権同和政策課)</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
7	健康づくり推進員活動における有害物質についての広報について	1 健康づくり推進員活動における男女共同参画状況について、自治会等における規約や役割分担について実態調査を行うことを提案。	人権同和政策課	1 自治会における規約等については、地域の自治に係ることであるため、市として実態調査を行うことは考えておりません。 健康づくり推進員の男女共同参画については、性別を理由として役員を固定的に分けることがないよう、区長会や各地区での懇談会、研修会、セミナー等、あらゆる機会を通じて、引き続き関係課と連携を図りながら啓発等の働きかけを行ってまいります。(人権同和政策課) 2 現在の健康づくり推進員の活動内容は、県の信州エースプロジェクトの内容や、これまでの健康づくり推進員からの引継をもとに計画しております。羽毛田工業団地周辺の井戸につきましては県と市で継続的に監視してまいります。健康づくり推進員として広報することは考えておりません。(健康保健課) 3 「PDOS」と「PFOA」の地下水や水道水における調査については、今後国の動向を注視してまいります。(生活環境課)
		2 健康づくり推進員の活動において、令和4年10月にテトラクロロエチレンが検出された地域の井戸を継続的に監視していることを広報することを提案。 健康づくり推進員の活動において、有機フッ素化合物「PFOS」や「PFOA」の情報を広報することを提案。	健康保健課	
		3 環境部門にて、随時水質検査を実施することを提案。	生活環境課	
8	身体障がい者福祉事業回覧について	1 社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会もしくは日身連収益事業所から自治推進員名簿について、照会があったか調査することを提案。	福祉課 生活環境課	1 社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会あるいは日身連収益事業所から自治推進員名簿についての照会の有無についてですが、東御市(区役員等名簿受取担当)、東御市社会福祉協議会(支部長名簿受取担当)、東御市身体障害者福祉協会のいずれにおきましても、社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会あるいは日身連収益事業所からの照会は無かったという回答を得ました。(福祉課) 2 添付の注文はがきが、回覧前にすでに一枚切り取られていることによる閲覧者に与える誤認識に対する東御市長(東御市福祉課福祉援護係)の見解の公表についてですが、市が実施している事業ではないため見解を公表することはできませんが、市としては東御市身体障害者福祉協会や社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会に対してこのようなご意見があった旨を伝えるとともに、引き続き、東御市身体障害者福祉協会からご意見・ご要望をお聞きし、協会の活動を支えながら、共に障がい者福祉の施策の推進に努めてまいります。また、東御市消費生活センター長におきましては、見解を公表する権限はございませんが、「長野県身体障害者福祉協会」に対しまして、本御提言につきまして伝達いたします。(福祉課、生活環境課) 3 「区役員等名簿(提出用)」へプライバシーポリシーを記載します。(地域づくり支援室) 4 自治推進委員会資料へプライバシーポリシーを記載し、説明します。(地域づくり支援室) 5 毎年1月開催の区長会において、「個人情報の取扱い」について説明を行い、行政区においても個人情報保護法の規定にのっとった対応をお願いしています。(地域づくり支援室)
		2 身体障がい者福祉事業のカatalog販売は添付はがきにより注文を行うが、回覧前に1枚切り取られていたと聞いた。これは閲覧者に対し注文が行われていると誤認識を与え、悪質であると考えため、見解を公表することを提案。	福祉課 生活環境課	
		3 区役員名簿等の目的外利用を防止するために、「区役員名簿(提出用)」のフォーマットの下部などに「市政の運営のみに使用します」などを明記することを提案。	地域づくり支援室	
		4 自治推進委員会資料へ東御市プライバシーポリシーを明記し説明することを提案。	地域づくり支援室	
		5 自治推進委員に対し、自治推進委員用のプライバシーポリシーを提示し、任務に必要な情報の取り扱いについて研修などを行うことを提案。	地域づくり支援室	

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
9	信州ウッドパワー(株)消防・防災計画の確認について	1 市民や行政区が開発事業計画における確認項目の例示等について理解をしたうえで、開発・特定事業・特定作業の事業計画(同意・確認)書の提出が出来るよう、市民説明を行うことを提案。	生活環境課	1 現在のところ開発・特定事業・特定作業の確認項目について市民説明会を行う予定はありません。不明な点について説明が必要な方には個別に対応させていただいております。(生活環境課) 2 当該事業につきましては、東御市環境をよくする条例に基づく届出によって防災施設等の設置計画の提出があり、市では計画段階で問題があれば改善の指導をいたしますが、本件については問題がなかったため計画通りの設置を指示し、その通りに設置されたことを確認しております。また、市では大気、土壌などの調査を適宜行い、公害の発生がないことを確認しております。 消防法における消防計画及び災害対策基本法における防災計画につきましては当該企業は策定の義務がありませんので確認しておりません。(生活環境課)
		2 信州ウッドパワー(株)の消防・防災計画および公害防止計画等の確認、また確認結果について公表することを提案。	生活環境課 商工観光課	公害防止計画におきましては、東御市工業振興条例に定める用地取得事業の規定に基づき追加の書類提出を求めているところでございます。あくまで助成金の申請に係る書類のため、一般公開する予定はありませんが、提出された公害防止計画に関しましては、東御市情報公開条例に基づき公開させていただきます。 (商工観光課)
		3 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画内で、国の温室効果ガス削減目標である2013年度比46.0%を上回る51.0%の削減を目標としているが、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告を反映させ、2019年度比60%削減に改定することを提案。	生活環境課	3 国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の地球温暖化に関する第6次統合報告書においては、ご提言のとおり、「継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに1.5℃に達する」との厳しい見通しが示されました。 ご承知のとおり、日本では、2021年に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され、2030年度までに、温室効果ガスの排出量を、2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦することが表明され、これを受け、当市におきましても、この目標達成を目指し、取り組みを進めているところでございます。 ご提言いただきました、IPCC報告書に基づきます本市計画の改定につきましては、社会情勢の変化や現計画の進捗状況などによって今後検討してまいります。(生活環境課)
10	審議会等の開催予定と所管審議会サイト開催新着情報について	1 新着情報「令和3年度財務書類」について、市民に対して意味の分かるタイトルとすることを提案。 また、当資料については毎年度掲載することを提案。	企画振興課	1 財務書類については、毎年度掲載しています。今後、新着情報でお知らせする際は、市民の皆さんに分かりやすいタイトルで掲載するように努めます。
		2 審議会等の開催予定について、HP上で「審議会等の開催予定」サイトへ掲載している場合と所管審議会サイトへ掲載している場合で対応が分かれており、統一するよう周知することを提案。 また、審議会等会議結果についても同様に担当審議会のみ掲載や新着情報として扱わない部署もあるため統一するよう周知することを提案。		2 市民の皆様が検索しやすいことを一番に考え、「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」に定められている会議については、「審議会等の開催予定」及び「審議会等結果」に情報を集約する形をとることとし、掲載した情報は新着情報に掲載するよう、庁内での意思統一を図ってまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
11	停止線の設置について	1 中央公民館及び子育て支援センター北側の出口へ停止線を設置してほしい。	総務課	市役所駐車場から道路へ出る箇所には、注意喚起として、停止線等の一定の措置が必要かと考えられます。必要箇所を精査した上で、駐車場内に停止線を設置していきます。
12	市指定ゴミ袋の値段／市立保育園の自由保育について	<p>1 指定ゴミ袋が高いため、ゴミ袋を購入せずに畑等でゴミを燃やす人が多い。 環境問題への影響や外へ洗濯物が干せなくて困る。 ゴミ袋の減額の検討、ゴミを燃やす人の取り締まりを検討してほしい。</p> <p>2 自由保育をすることで団体行動がとれない子どもが育ってしまうのではないかと。 自由保育をする理由が保育士の人数の問題であれば、賃金を改善するなど検討してほしい。</p>	<p>生活環境課</p> <p>保育課</p>	<p>1 もやせるごみをはじめとする廃棄物処理には、多額の費用を要します。 また、ごみの発生抑制や減量、再資源化を図っていく必要があります。 こうした中で、ごみの排出量に応じて平成15年からごみ処理手数料の一部をご負担いただいておりますが、現時点では市指定ゴミ袋の値段の変更は考えておりません。 なお、畑等で家庭ごみを燃やす行為については、法律で禁止されており、市でも市報とうみ等において啓発を行っております。 黒煙や大量の煙が上がっている、異臭がする等、違法と思われる焼却を発見した場合は、市役所生活環境課へご連絡ください。(生活環境課)</p> <p>2 市立保育園の保育のご意見について回答します。まず、東御市の市立保育園の行っている保育についてご説明いたします。 国が平成30年度より保育所保育指針を下記のように改正し、保育の在り方が大きく変わりました。</p> <p>1. 「幼児教育の改善・充実を図り、小学校教育との接続を強化していく事が重要。学校教育のねらいである「資質・能力」を幼児期から高校生まで一貫するものであること。」 2. 「乳幼児期からの教育の必要性が挙げられ、3歳までの生活・育ちの中での経験がとて重要になる。」 3. 「資質・能力を大きく向上させる為、保育士が園児一人一人の「生きる力」が育つような場面を構成し、環境を整えることが重要。」 「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」・「子ども主体の保育」を尊重し、国や県の基準より多くの職員配置で保育を行っています。また、保育士主導型保育ではなく、一人一人の育ちを尊重し、保育園の全園児を全職員で見守り、様々な場面で個々の援助を行い、必要に応じてクラス別一斉保育を行うようにしています。 今後も、一日も早く保護者の皆様に「子ども主体の保育」をご理解頂けるよう保育の発信を行うと共に、小学校との連携を密にし、より良い保育園と小学校との連携・接続ができるよう進めてまいります。(保育課)</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
13	子ども食堂の充実／プロパンガスから都市ガスへの移行の推進	1 子ども食堂は貧困世帯の食を支えるだけでなく、多様な人と交流が出来る場でもありと考えている。 市外から転入してきて地域の方と関わり合いをもちたいと考えたとき、子ども食堂が最適とは限らないが、そうした取組等を行政が後押しする体制があるとよいと考える。	子ども家庭支援課	1 子ども食堂は、現在市内に4つ設けられております。 いずれも食事の提供だけに限らず、生活習慣や学習の支援、多様な体験活動の提供といった「子ども居場所づくり」活動の一環として取り組んでおり、市が社会福祉協議会へ委託して実施しているもののほか、地域の団体や市民活動組織、個人が自主的に開設しているものなど、運営の形態は様々であります。 このような「子どもの居場所づくり」活動は、子どもたちが地域の様々な人とつながり、ふれあい、社会性や豊かな人間性を育てていくうえで極めて重要な取り組みであると考えています。 このため市では、子どもや家庭が地域の中で孤独・孤立に陥ることがないように、また地域に多くの居場所機能が備わっていくよう、市民の自発的な居場所づくり活動に対して補助金制度を設け、持続可能な活動への後押しを行っています。
		2 昨今のエネルギー事情を踏まえると都市ガスを利用したいと考えるが、立地や物件の理由により選択肢がない世帯があると感じている。 市として燃料光熱費の合理化を推進することで、暮らしやすい街になると感じる。	企画振興課	2 市ではガス利用に関して現状把握をしておりません。 東御市を管轄されている長野都市ガス様へ、今後の都市ガスの普及について聞いたところ、「東御市だけに限らず、都市ガスを広く利用していただけるよう力を入れているところです。具体的にいつまでどこまで利用出来るようになるかについては、現段階では分かりかねるところではありますが、将来的に利用いただけるよう取り組んでまいります。」とのことでした。 今後のガス普及については、市としてどのように関わっていくのか検討してまいりたいと考えます。(企画振興課)
14	羽毛山の通学路について	1 羽毛山地区の通学路の選定・通学区の整備及び補助金等の見直しが必要であると提案。	教育課	通学路のハード面の課題につきましては、市行政だけで対応できるものではなく、またすぐに解決ができるものが少ないのが実状です。 市内の通学路を含めた道路について、市ではより安全で使いやすい道路となるよう環境改善に努めており、県道に関する課題につきましても、担当部署から県に要望をしているところですので御理解をお願いします。 通学援助につきましては、市内の均衡を保ち一律の基準で運用しております。羽毛山区は、距離の関係からバス定期券の支給はありませんが、バスの利用は可能です。 また、援助費の支給については、通年で支給しております。 なお、定時定路線バスにつきましては、登校時の北御牧支所への到着時間を早めるなど利用しやすい時間帯の運行となるよう今秋から変更を予定しております。 今後とも登下校に当たっては保護者を中心に児童生徒の安全を確保していただくとともに、PTAや地域ボランティアのご協力をいただいている区もございますので、地元区にご相談いただくなどご検討ください。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
以下、回答不要もしくは匿名				
15	犬の狂犬病の予防接種について	1 飼い犬の狂犬病の予防接種について、鑑札をもらったただだった。 証明書の提示を求められるときに不十分を感じるため、医師の署名や日時、犬名などが記載されている様式を検討してもらいたい。	生活環境課	
16	イベントを増やしてほしい	1 東御中央公園を利用してマルシェや外でのヨガ体験、子どもが参加出来るイベントなどがもっとあるとよいと考える。	文化・スポーツ振興課 建設課	
17	wifiについて	1 別館でもフリーwifiを使えるようにしてほしい	総務課	